

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年1月7日(2025.1.7)

【公開番号】特開2024-126724(P2024-126724A)

【公開日】令和6年9月20日(2024.9.20)

【年通号数】公開公報(特許)2024-177

【出願番号】特願2023-35299(P2023-35299)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 601C

A 6 3 F 5/04 601A

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉を有しており、

リールを有しており、

遊技の進行を制御する第1制御基板を有しており、

所定のモータを制御するモータ基板を有しており、

前扉には、リール表示窓を有しており、

第1制御基板とモータ基板とは、所定のケーブルで接続されており、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおける第1制御基板側との接続が解除されている所定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定のケーブルが視認可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

40

前扉を有しており、

リールを有しており、

遊技の進行を制御する第1制御基板を有しており、

所定のモータを制御するモータ基板を有しており、

前扉には、リール表示窓を有しており、

第1制御基板とモータ基板とは、所定のケーブルで接続されており、

前扉が閉鎖しており、第1制御基板とモータ基板とを接続する所定のケーブルにおける第1制御基板側との接続が解除されている所定の状況にて、リール表示窓を介して当該所定のケーブルが視認可能である

ことを特徴とする遊技機である。

50